

<対応事業>

(科学研究費補助金)

学術変革領域研究 (A・B)

各研究領域の総括班の研究代表者(領域代表者)は、領域全体(計画研究、公募研究を含む)を取りまとめ、様式及び以下の記入に当たっての留意事項に従ってデータマネジメントプラン(以下、DMPという)(※)を作成し、所属研究機関を通して提出すること。

提出に当たっては、科研費電子申請システムにアクセスし、総括班の研究課題にて「交付申請書(様式A-2-1)」を作成する際の「研究概要の入力」画面において、「データマネジメントプランファイル登録」からアップロードすること。

なお、DMPに含まれる個人情報(科学研究費助成事業の交付等業務のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間業者に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)することがある。

また、既に締結済の秘密保持契約等に基づき記入が困難な研究データがある場合については、可能な範囲で記載すること。

- (※) DMPは、研究過程において、どのような種類の「研究データ」(*1)をどのように管理・利活用するか等について整理した計画書。詳細については、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方(令和3年4月27日 内閣府統合イノベーション戦略推進会議)」(URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sankol1.pdf>)を参照のこと。

学術変革領域研究(A・B)においては、各研究領域全体で領域設定期間中に産出する「管理対象データ」(*2)のうち、領域全体(計画研究及、公募研究を含む)の研究遂行上主要なものを対象とし、領域代表者が取りまとめて、総括班の研究課題の交付申請時に提出を行うこと。なお、提出後にDMPの修正があった場合には、修正の上、領域代表者が適切に保管すること。

(*1)「研究データ」…研究の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものをいう。研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ等が含まれる。

(*2)「管理対象データ」…「研究データ」のうち、研究者の所属する研究機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものをいう。

[記入に当たっての留意事項]

1. 「DMP作成年月日」欄については、本DMPを作成又は更新した年月日を記入すること。
2. 「領域情報」欄については、「領域番号」「研究領域名」の各欄は、領域計画書等に記載の内容に従って記入すること。
3. 「取得・収集する研究データの名称」欄には、研究領域において取得・収集する「管理対象データ」について、研究課題の内容に応じて分類し、研究データの名称を記載すること。名称については、「学会資料」「報告資料」等の、中身の分からない名称は避けること。

4. 「研究データの説明」欄には、各研究データの内容や取得方法等について簡潔な説明を記入すること。
5. 「最も関連の深い小区分」欄には、各研究データに最も関連の深い小区分をプルダウンから1つ選択して記入すること。
6. 「課題番号」欄には、各研究データの取得・収集を中心的に行う研究課題の課題番号（半角英数字）を記載すること。
7. 「研究データの作成者」欄には、各研究データの取得・収集を中心的に行った者の所属研究機関・部局・職・氏名・研究者番号（半角数字8桁）を記入すること。
8. 「研究データの管理者」欄には、各研究データの管理担当者の所属研究機関・部局・職・氏名・研究者番号（半角数字8桁）を記入すること。管理担当者の研究者番号がない場合、研究者番号欄は空欄とすること。管理担当者とは、研究データの取得・産出を行う者ではなく、研究データの管理・保管を行う者をいう（当該研究データの内容ではなく研究データの管理に責任を負う者であり、補助事業者でなくても構わない）。
9. 「研究データの保存場所」欄には、当該研究データを保存する場所・媒体等について、該当するものをプルダウンから1つ選択して記入すること。
10. 「研究データの公開・非公開等」には、各研究データについて「公開」、「限定公開」「非公開」のいずれかの方針をプルダウンから選択し記入すること。なお、「公開」とは、任意の者に利活用可能な状態でデータを供すること、「限定公開」とは、研究領域の研究代表者、研究分担者、研究協力者以外のアクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態でデータを供すること、「非公開」とは、研究領域の研究代表者、研究分担者、研究協力者以外に公開も限定公開もしないことをいう。公開・非公開等の判断にあたっては、下記「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」抜粋を参考とすること。

なお、本DMPの策定後、研究データの公開・限定公開・破棄等を行う場合は、必要に応じて、研究領域内の研究代表者・研究分担者等の了承を得たうえで行うこと。
11. 「研究データの公開・提供場所」欄には、「研究データの公開・非公開等」において「公開」を選択した各データについて、公開・共有を行うリポジトリやホームページ等の名称・URL等を記入すること。

参考：研究データの公開・非公開等について

(「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方(令和3年4月27日 内閣府統合イノベーション戦略推進会議)」より抜粋。なお、本様式における「公開、限定公開、非公開」は、下記における「公開、共有、非共有・非公開」に対応していることに留意。)

公的資金による研究データについては、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき管理・利活用を行う必要がある。具体的には、公的資金による論文のエビデンスとしての研究データは原則公開とし、その他研究開発の成果としての研究データについても可能な範囲で公開することが望ましい。ただし、その際、研究分野等の特性や、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等のデータを管理する組織の特性に配慮して、「公開」、「共有」又は「非共有・非公開」の判断が行われる必要がある。

また、研究データは、国の安全保障を確保し、我が国の産業競争力や科学技術・学術上の優位性を確保するために重要な情報を含む可能性がある。このため、個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる。さらに、産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するためには、研究データを即時に公開することが適切で無い場合もありうることから、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバーゴ(時限付き非公開)期間を設定することも想定される。

したがって、以上のことを考慮した上で、研究データは、適切なオープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、公開及び共有が実施される必要がある。言い換えれば、単純に、公開や共有を是とするのではなく、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、合理的な理由により公開及び共有の範囲を研究者が設定すべきである。

また、研究データの管理・利活用にあたっては、関係諸法令に従うとともに、データの取り扱いに関する各国の国内法及びEU規則並びにデータ管理の原則であるFAIR原則等の国際的な規則や慣行等との整合性に十分留意する必要がある。例えば、研究データの公開・共有を行う際には、これら諸法令等が遵守されている機関リポジトリ、分野別リポジトリ、汎用リポジトリ等を利用するなど適切な対応が求められる。